

平成30年度

財政援助団体等監査結果報告書

(平成30年度対象)

八戸市監査委員

(平成31. 2)

八 監 第 99 号
平成 31 年 2 月 8 日

八戸市長
小 林 眞 様
八戸市議会議長
五 戸 定 博 様

八戸市監査委員 早 狩 博 規

八戸市監査委員 小 原 隆 平

八戸市監査委員 秋 山 恭 寛

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、平成 30 年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

目 次

○ 財政援助団体等監査結果報告

1	監査実施日	7
2	監査の対象	7
3	監査の範囲	7
4	監査執行者	7
5	監査の方法	7
6	監査の結果	8

財政援助団体

	八戸観光創造委員会	9
	八戸平原総合開発促進協議会	11

公の施設の指定管理者

	八戸スポーツ・地域振興グループ	13
	社会福祉法人やすらぎ会	15

1 監査実施日

平成 30 年 11 月 15 日から平成 30 年 12 月 26 日まで

2 監査の対象

(1) 財政援助団体

団体名	所管課
八戸観光創造委員会 (負担金名：八戸観光創造委員会負担金)	観光課
八戸平原総合開発促進協議会 (負担金名：八戸平原総合開発促進協議会負担金)	農林畜産課

(2) 公の施設の指定管理者

団体名	所管課
八戸スポーツ・地域振興グループ (指定管理施設：八戸市多賀多目的運動場)	スポーツ振興課
社会福祉法人やすらぎ会 (指定管理施設：八戸市身体障害者更生館)	障がい福祉課

3 監査の範囲

平成 29 年度において執行された負担金及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務（現金取扱事務及び有価物等管理事務については平成 30 年度執行分を含む。）

4 監査執行者

監査委員 早 狩 博 規
監査委員 小 原 隆 平
監査委員 秋 山 恭 寛

5 監査の方法

当該団体においては、負担金又は公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているか、また、所管課においては、当該負担金等に係る事務の執行及

び指揮監督が適切に行われているか否かを主眼として、次のとおり実施した。

- (1) 事前に提出された監査資料に基づき、各対象ごとに諸帳簿・書類等の試査・照合等、事務局職員による予備監査を行った。
- (2) 監査委員出席のもと、当該団体及び所管課の職員から事務事業の執行状況について説明を受け、質疑応答形式により実施した。

6 監査の結果

監査の結果、当該団体における負担金又は公の施設の指定管理に係る出納その他の事務は適正に行われており、また、所管課における当該負担金等に係る事務の執行及び指揮監督も適切に行われていると認められた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上の軽易な過誤等については、各所属長又は関係職員に対し、文書又は口頭で指導したので記述を省略した。

財政援助団体

八戸観光創造委員会

負担金名 八戸観光創造委員会負担金
所管課 観光課

1 概要

(1) 設立及び目的

この委員会は、新たな観光の視点に立ち、今後の八戸観光施策の検討及び構築を目的として、平成24年4月に設立され、主に次の事業を行うこととしている。

- ① 八戸PRに資する観光キャンペーン、観光物産の情報発信及び販路拡大支援等の観光誘客促進事業の実施に関する事務
- ② 八戸滞在型旅行商品等の造成による誘客促進事業に関する事務
- ③ 周辺地域と連携による観光ルートの開発事業に関する事務
- ④ 食文化事業の継続・開発事業に関する事務
- ⑤ ホスピタリティー向上に資する啓発事業に関する事務
- ⑥ インバウンド推進事業に関する事務
- ⑦ その他委員会の目的を達成するために必要な事業

(2) 組織

役員及び事務局は、次のとおりである。

役員

委員長	1名
副委員長	3名
部長	3名
副部長	6名
監事	2名

事務局

事務局員	5名
------	----

2 事業内容

平成29年度は、次の事業を実施している。

- (1) 誘客推進事業
- (2) 食ブランドPR事業
- (3) インバウンド推進事業

3 決算状況

平成29年度における決算は、次のとおりである。

収入決算額 8,585,473円（うち八戸市負担金3,000,000円）

支出決算額	7,504,524 円
収支差額	1,080,949 円

4 監査項目

(1) 対象団体

- ① 有価物等管理事務 通帳
- ② 収入事務 収入事務等に関する書類
- ③ 支出事務 支出事務等に関する書類

(2) 所管課

支出事務 負担金の支出に関する書類

5 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

八戸平原総合開発促進協議会

負担金名 八戸平原総合開発促進協議会負担金
所 管 課 農林畜産課

1 概 要

(1) 設立及び目的

この協議会は、八戸市、階上町及び軽米町、洋野町の総合開発を図り、当該地域内農地の造成と農業経済の発展向上を期することを目的として、昭和 41 年 1 月に発足し、主に次の事業を行うこととしている。

- ① 八戸平原地域の営農推進に関する事業
- ② 八戸平原地域関係市町との連絡調整
- ③ 国営造成施設の維持管理に係る支援に関する事業
- ④ その他この会の目的達成に必要な事業

(2) 組 織

役員及び事務局は、次のとおりである。

役 員

会 長	1 名
副 会 長	1 名
理 事	9 名（うち常任理事 1 名）
監 事	2 名

事務局

事務局長	1 名
事務局班長	1 名
事務局員	5 名

2 事業内容

平成 29 年度は、次の事業を実施している。

- (1) 八戸平原営農推進への協力
- (2) 土地改良区に対する支援
- (3) 関連事業の推進協力

3 決算状況

平成 29 年度における決算は、次のとおりである。

収入決算額	20,014,798 円（うち八戸市負担金 10,701,000 円）
支出決算額	19,889,736 円
収 支 差 額	125,062 円

4 監査項目

(1) 対象団体

- ① 有価物等管理事務 通帳
- ② 収入事務 収入事務等に関する書類
- ③ 支出事務 支出事務等に関する書類

(2) 所管課

- 支出事務 負担金の支出に関する書類

5 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

公の施設の指定管理者

八戸スポーツ・地域振興グループ

指定管理施設 八戸市多賀多目的運動場
所 管 課 スポーツ振興課

1 概 要

(1) 施設概要

八戸市多賀多目的運動場

- ① 所在地 八戸市大字市川町字市川後 55 番地 1
- ② 施設面積 約 9.7ha ※北側（球技場側）約 6 ha、南側（臨時駐車場）約 3.7ha
- ③ 施設内容
 - ・天然芝球技場 規 格：125m×84.5m
収容人数：約 5,200 人（メインスタンド席 1,232 席）
そ の 他：大型映像装置
 - ・管理棟兼津波避難施設
構 造：鉄筋コンクリート造 3,101.71 m²
諸 室：（1階）事務室、更衣室 1・2、大会運営室、審判室、
ドーピングコントロール室、医務室、控室、授乳室、便所、
ホール
（2階）会議室 1・2、調理室
（3階）記録室兼場内放送室、実況放送室、記者会見室
（4階）津波避難スペース、備蓄倉庫
（屋上）撮影スペース
 - ・人工芝球技場 規 格：123m×83m
収容人数：約 1,700 人
そ の 他：照明塔
 - ・関係者駐車場 駐車台数：98 台
 - ・常設駐車場 駐車台数：396 台
 - ・多目的広場兼臨時駐車場 駐車台数：約 1,000 台
 - ・芝生広場

(2) 指定管理内容及び期間

- ① 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び八戸市多賀多目的運動場条例の規定に基づき、八戸市と相互に協力し、指定管理施設の管理業務を適正かつ円滑に行うことを目的として、主に次の業務を行うこととしている。
 - ア 指定管理施設の使用の許可に関する業務
 - イ 指定管理施設の施設、設備等の維持管理に関する業務
 - ウ 指定管理施設の管理業務に付随して必要となる附帯業務
 - エ その他市が必要と認める業務

② 指定管理施設の管理を行う期間は、平成 28 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとしている。

(3) 管理運営体制組織

管理運営体制は、次のとおりである。

統括責任者	1 名
統括副責任者	1 名
職員	8 名（うち非常勤職員 1 名）

2 指定管理料

平成 29 年度における指定管理料は、次のとおりである。

指定管理料年額 59,936,636 円

3 監査項目

(1) 対象団体

① 現金取扱事務	つり銭、小口現金
② 有価物等管理事務	通帳
③ 収入事務	指定管理料、多賀多目的運動場使用料
④ 支出事務	支出事務等に関する書類

(2) 所管課

① 収入事務	多賀多目的運動場使用料の減免に関する書類
② 支出事務	指定管理料等の支出に関する書類
③ 契約事務	指定管理に関する協定書関係

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

社会福祉法人やすらぎ会

指定管理施設 八戸市身体障害者更生館
所 管 課 障がい福祉課

1 概 要

(1) 施設概要

八戸市身体障害者更生館

- ① 所在地 八戸市類家四丁目3番1号
- ② 敷地面積 17,058 m²
- ③ 延床面積 407.775 m²
- ④ 建物構造 鉄筋コンクリート造、平屋建
- ⑤ 施設内容 事務室、集会室、機能回復訓練室、作業室、図書室兼相談室、玄関ホール、廊下・談話コーナー
駐車場

(2) 指定管理内容及び期間

- ① 地方自治法第244条の2第3項及び八戸市身体障害者福祉センター条例の規定に基づき、八戸市と相互に協力し、指定管理施設の管理業務を適正かつ円滑に行うことを目的として、主に次の業務を行うこととしている。
 - ア 条例に規定する事業の企画及び実施に関する業務
 - イ 指定管理施設の利用に関する業務
 - ウ 指定管理施設の施設、設備等の維持管理に関する業務
 - エ 指定管理施設の管理業務に付随して必要となる附帯業務
 - オ その他市が必要と認める業務
- ② 指定管理施設の管理を行う期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとしている。

(3) 管理運営体制組織

管理運営体制は、次のとおりである。

更生館館長	1名
更生館管理者（相談員兼務）	1名
相談員	3名（うち非常勤職員1名）

2 指定管理料

平成29年度における指定管理料は、次のとおりである。

指定管理料年額 13,438,000円

3 監査項目

(1) 対象団体

- ① 有価物等管理事務 通帳
- ② 収入事務 指定管理料
- ③ 支出事務 支出事務等に関する書類

(2) 所管課

- ① 支出事務 指定管理料等の支出に関する書類
- ② 契約事務 指定管理に関する協定書関係

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。